

資料 3 - 6 参考資料

秦野市規則第 1 号

秦野市債権の管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市債権の管理等に関する条例（平成 19 年秦野市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(債権管理台帳の記録内容)

第 2 条 条例第 5 条に規定する債権管理台帳（第 7 条に定める第 1 号様式をいう。）は、所管部署ごとに作成するものとし、次に掲げる事項のうち、本市が保有する債権の性質及び内容に応じて、必要な事項を納付遅滞の債務者ごとに記録する。

- (1) 債権の名称及び金額
- (2) 債務者の住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）及び電話番号等の連絡先
- (3) 債権発生の原因及び期日並びに納期限（分割納付（確定した債権に係る納付金を分割する場合をいう。）の場合は、それぞれの納期限）
- (4) 利率その他利息に関する事項
- (5) 滞納処分可否に関する事項
- (6) 担保（保証人による保証を含む。）に関する事項
- (7) 納付の方法及び状況並びに交渉経過及び財産状況
- (8) 納付遅滞に係る延滞金、違約金その他の徴収金に関する事項
- (9) 消滅時効の期間及び中断理由並びに時効援用の要否
- (10) 徴収の停止並びに債権の消滅及び放棄に関する事項

(延滞金の減免の理由及び手続)

第 3 条 納付遅滞であつた納付金を納付した後に算出され、賦課される延滞金について、条例第 27 条の規定により減額又は免除することができるやむを得ない理由その他特別な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害、盗難等によるやむを得ない事情があるとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により扶助を受けるとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けた者又は解散した法人その他の団体で、やむを得ない事情があるとき。

資料 3-6 参考資料

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が減額し、又は免除することを適当と認めるとき。

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとするものは、延滞金減免申請書（第7条に定める第2号様式をいう。）にその理由を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに減免の可否を審査し、延滞金減免承認（却下）通知書（第7条に定める第3号様式をいう。）によりその申請をしたものに通知する。

（徴収の停止の期間）

第4条 条例第18条第2項（条例第26条の規定により準用される場合を含む。）に規定する規則で定める徴収の停止の期間は、消滅時効の期間が、2年の債権については1年とし、5年又は10年の債権については3年とする。ただし、水道事業の給水関係により生じる債権については、消滅時効の起算日から5年とする。

（時効の援用を要しない債権）

第5条 条例第25条に規定する規則で定める時効の援用を要しない債権は、条例第22条第1号から第4号までに規定するもののうち、本市の日常的な事務の反復によって多数発生するものとして市長が指定する債権とする。ただし、水道事業の給水関係により生じる債権については、指定しない。

（未収金対策会議の設置）

第6条 本市が保有する債権の適正かつ的確な管理等に資するため、庁内に未収金対策会議を置く。

2 未収金対策会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が保有する債権の管理等に係る企画、立案、調査等総合的かつ効果的な対策の推進に関すること。

(2) 本市が保有する債権の管理等に係る関係部署との連絡調整、督励の方針等に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、本市が保有する債権の管理等のために必要と認められる事項

3 未収金対策会議は、財務部長がその事務を統括する。

4 未収金対策会議の庶務は、財務部未収金対策担当が行う。

（様式）

資料 3-6 参考資料

第7条 この規則により使用する様式は、次の表のとおりとし、その内容は、別に定める。

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	債権管理台帳	第2条
第2号様式	延滞金減免申請書	第3条
第3号様式	延滞金減免承認(却下)通知書	第3条

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。